

海外経済要録

国際機関

◇ケネディ・ラウンド(関税一括引下げ)交渉の妥結

5月15日深夜(日本時間16日朝)、ジュネーブで行なわれていたケネディ・ラウンド交渉は主要な対立点について主要国(日本、米国、英国、EEC)の合意が成立し、5年越しの交渉に一応の終止符が打たれた。

妥結内容の概略は次のとおりである。

(1) 鉄鋼——英国は従量税を20%、EECは約38%(現行9→5.6%)、米国は7%(7→6.5%)、日本は50%の引下げ(15→7.5%)をそれぞれ実施する。

(2) 化学品——米国は無条件で50%の引下げを実施するとともに、ASP制度の撤廃を議会に働きかける。EECは第1段階として20%の無条件引下げを行ない、第2段階はASP制度撤廃を米国議会が承認した場合を条件に、さらに30%の引下げを行なう。

(3) 穀物協定——小麦の国際価格帯(ハードウィンター2号、1ブッシュル当り)を1.73ドル(下限)~2.13ドル(上限)と定める。後進国に対する食糧援助は年間総額4.5百万トンとし、各國の分担率を米国42%、EEC23%、英国5%、日本5%、その他先進国25%とする。

なお、日本はこの穀物協定上の援助義務には留保を付し、協定の枠外で独自に割当額相当の援助を行なうこととなった。援助額は金額にして年間14.7百万ドルといわれているが、援助の形態については小麦以外の物資(農機具、肥料等)によることが認められた模様である。

(4) 非関税貿易障壁——ダンピング規制に関する国際コードが採択され、ダンピングの定義やその認定について規定の明確化が行なわれた。

(5) 後進国産品——後進国に対する配慮から、後進国産品については関税引下げを5年間に分割せず、即時に実施する(いわゆるアドバンス・カット)よう検討を進めめる。

以上のように大筋についての合意が成立した結果、かなりの工業製品について50%の関税引下げが実現することになった。しかし、引下げ率の平均は各國のオファー撤回などによって35%前後にとどまったといわれている。関税引下げの対象となった工業製品は約6,300品目

に上り、その貿易額は約400億ドル(1964年基準)に達したと伝えられる。

米州諸国

◇米国、財務省保有銀の売却制限

米国財務省は、5月18日以降、①同省保有銀の売却(1オンス、1.19ドル)は国内需要家に対してのみ行なうこととし、かつ、②銀貨の鋳潰および輸出を禁止する、と発表した。

同省はこれまで銀売却を自由に行なってきたが、最近海外相場の高騰に伴う輸出増大から売却可能銀手持ち高が減少してきたため、その売却を国内需要家に制限するとともに、銀の市場価格が銀貨鋳潰算点(1オンス、約1.40ドル)を上回った場合を予想して銀貨の鋳潰・輸出を禁止するに至ったものである。なお、1965年の貨幣法制定後発行されている補助貨は、銀を含有していない。

◇ニューヨーク連銀、スワップ網を拡大

ニューヨーク連銀は、5月18日、下記3か国中央銀行と新たにスワップ取決めを行なった旨発表した。

(相手方)	(金額)
デンマーク国立銀行	100百万ドル
ノルウェー銀行	100 ヶ
メキシコ中央銀行	130 ヶ

この結果、連銀を中心とするスワップ網は、相手方15行、取決め額合計48億3千万ドルに拡大された。(なお、デンマークおよびノルウェーは、それぞれ5月1日および11日にIMF8条国に正式に移行している。)

欧洲およびアフリカ諸国

◇EEC、「欧洲会社」設立に関する報告

「欧洲会社(SOCIETAS EUROPEA)」の設立については、フランス政府の覚書(65年3月)とEEC委員会の覚書(66年4月)とに基づき昨年11月以来専門家グループによって検討が進められてきたが、さきに発表された基本原則と問題点に関する Note(3月号「要録」参照)に引き続き、同グループはこのほどその検討結果を第1次報告として委員会に提出した。報告は2部に分かれしており、第1部では「欧洲会社」設立が可能かつ時宜に適したものであるかどうかに関する検討の結果を、第2部では「欧洲会社」設立によって生ずる諸問題をそれぞれ取り上げている。その概要は次のとおりである。

第1部——生産要素の最適配分や企業設立の自由など

経済的な諸条件との関連、およびローマ条約には「欧州会社」に適合するような明確な規定を欠く点など、法律上の諸問題との関連を検討した結果、「欧州会社」の設立は可能であり、かつ時宜に適しているとの結論に到達した。しかし、各國の態度にはそれぞれにニュアンスの相違があり、「欧州会社」の設立は緊急必要事であるとする意見のある反面、オランダのごとく国境を越えた企業合同に関する協定作成を優先させるべきであるとの意見もあったため、「欧州会社」の設立に関する実際の作業は主要な問題点が解決したのちに確定する(イタリアの主張)こととなろう。

第2部——「欧州会社」設立に伴う諸問題に関しておもな立場が明らかにされている。

(1) 「欧州会社」の形態をとりうる企業の範囲——西ドイツは現在欧州的規模で活動中の企業(国外に支店を有する等)に限るべきだと主張、一方フランス等はこれに反対。

(2) 最低払込資本金——フランスは100千ドルを主張、西ドイツは上記(1)の立場から1百万ドル以上を主張。

(3) 設立発起人——原則として複数の個人または複数の法人として一致したが、単数の法人の場合については今後の検討にゆだねることとなった。

以上のほか、「欧州会社」の組織、機構、労働者側の経営参加、株式の呼称、財務の統一、法律上の権利の統一、法的根拠の諸点についても検討が加えられた。

◆ EEC通貨評議会、第9次年次報告を発表

EEC通貨評議会は、このほど第9次年次報告を発表した。その概要は次のとおりである。

ローマ条約の調印から今日までの10年間に、EECの内外情勢は著しい変化をとげた。その第1は、継続的な国際収支の黒字に伴うEECの金・外貨準備の著増と米国の金喪失であり、第2は、国によって原因や程度に相違はあるが、国内要因に基づく根強いインフレ傾向である。したがって、通貨評議会はこの2点の調整に最大の関心をそいでいる。

加盟6か国の経済は年々相互依存の度合いを強めている。一国の均衡を無視してEEC全体の均衡を図ることはできないが、とはいっても、最近の景況からみても、各國の経済政策をよりいっそう緊密に調整する必要はますます増大している。

まず財政政策についていえば、評議会は歳出の増加率をGNPの増加率の範囲内におさめるという委員会提案(1964年)を現在も支持している。中期経済計画の採択に伴い、多年次予算制度が導入されることになれば、財政

政策の景気に対する非弾力性は改善されよう。

金融政策については、各国の政策手段を強化し、同時に、どのような政策手段を採用するかという点について調整する必要がある。域内の資本自由化が進展するとともに各國の金融資本市場は次第に一本化しつつある。短資の移動が完全に自由化された場合には、経済の一般均衡をめざす各國の政策調整が重要な課題となろう。また所得政策についても、通貨評議会は重大な関心をはらっている。

国際金融問題については、米国が資本収支の赤字を經常収支の黒字の範囲内におさえるよう努力し、一方EECは資本の純輸出国として必要な条件を備えるよう努めるべきであろう。なお、国際通貨制度の改善に関して、EECは各國間の意見統一を実現した。しかしながら、そこに至る過程で多くの見解の相違があったことも事実である。

◆ 英国、公定歩合引下げ

英蘭銀行は5月4日、公定歩合を6%から5.5%に引き下げ、即日実施した。・

今次措置により、英国の公定歩合は年初来3回(前々回1月26日、前回3月16日)にわたり0.5%ずつ、合計1.5%引き下げられたこととなる。今回の引下げに関する英蘭銀行の公式声明次のとおり。

「海外金利は、前回の公定歩合引下げ後も引き続き低下傾向をたどった。この間為替市場におけるポンドの動向は、本年度予算案発表後も堅調を維持し、また、国際収支も数ヶ月來好調を持續している。国内面では、一方で信用の膨張を引き続き抑制する必要はあるが、今回の公定歩合引下げは、これと矛盾するものではなく、英國経済の安定的拡大を達成する目的に沿うものである。」

なお、本措置に伴い、ロンドン手形交換所加盟銀行の預貸資金利は、慣行に従い同一幅(0.5%)だけ引き下げられた。

ロンドン手形交換所加盟銀行金利

(5月4日以降)

通知預金(7日)	3.5%
当座貸越 対国有企业	5.5%
対一流企業	6.0~6.5%
対一般企業	6.5~7.0%

◆ 英国、IMF借入を期限前返済

英国は5月25日、本年末に期限が到来するIMF借入(注)のうち145百万ポンドとスイスからの借入分28百万

ポンドの合計 173 百万ポンドを期限前返済した。

(注) 1964年12月2日引出分で、当初 357 百万ポンド(10億ドル)であったが、その後諸外国が IMF からポンドを引き出したことにより、5月9日現在 310 百万ポンド(868 百万ドル)となっている。

本件返済は、昨秋来の国際収支の好転により可能となったものであるが、一部では、EEC 加盟交渉を控えポンドの安定化を強調しようとする英国政府の政治的意図によるものとみる向きもある。

なお、返済にあたっては英國が米ドルを対価として入手した各国通貨により行なわれたとみられており、また返済の時期としては、米国・西ドイツ間で西ドイツが金購入を差し控えるとの了解が成立した(注)直後であり、フランスが国際収支の不振から対米金購入を大幅に実施できないなど、米国金準備に対する影響の最も少ない現時点が選ばれたとの見方もある。

(注) 5月2日発表の西ドイツ駐留軍に関する米国・英國・西ドイツ3国会議の取決めの一項として、ブンデス銀行はドイツ連邦政府の合意のもとに、その保有する米ドルの金への交換を差し控える政策を今後も持続する旨表明している。

◇英国、EEC 加盟を再申請・

英国政府は、昨年秋、EEC 加盟交渉を再開する旨表明して以来、この問題に関し EFTA・英連邦諸国と討議を重ね、また、本年年初にはウイルソン首相、ブラウン外相が EEC 諸国を歴訪して意向打診に努めてきたが、この結果、5月2日の閣議において最終的に加盟の態度を決定、議会の討論を経て11日、EEC閣僚理事会に正式に加盟申請を提出した。

ウイルソン首相は今後の交渉の進め方につき、加盟を早期に実現するため、交渉の議題を①農業問題、②英連邦中とくに英國への依存度の高いニュージーランドや砂糖生産国の問題、③資本移動自由化の問題、および④地方開発補助金政策、の4点に絞り、その他の比較的重要性の低い問題は加盟実現後、漸次解決していくとの方針を明らかにした。

政府は交渉の時期について、できれば6月に予備交渉を開始し、秋からは本格的交渉を持ち込みたい意向で、加盟実現のメドは一応1969年においているといわれている。

EEC 加盟交渉再開について英国内では、英國経済の再建という長期的観点からは他に道はないという認識がかなり広まっているため、シティ筋や産業界では大勢としてこれを歓迎する意向が強い。とくに産業界では、加盟後英連邦特恵の喪失に伴う輸出減退、域内関税の撤廃による EEC 諸国からの輸入圧力の増大など困難な事態が生ずるおそれはあるものの(ウイルソン首相は、EEC

C 加盟に伴い加重される国際収支上の負担増を5年間で5億ポンドと推定)、将来の経済体質の改善と市場拡大のためには忍ばなければならない犠牲であるとしている。

◇英国、物価・所得法に基づく事前通告制強化の方針を発表

英国政府は4月17日、議会において本年後半以降1年間物価所得法に基づく事前通告制を強化し、賃金および価格引上げの最長停止期間(注)を現行の4か月から7か月とする案を発表、立法措置を早急に講ずることとした。

本措置は、現行の賃金・物価凍結措置が本年6月末で期限切れとなり、その後は所得上昇圧力が強まるところから、昨秋来改善基調にある国際収支が再び悪化する懸念があるため、これに対処して採られたものである。政府は当初、賃金および価格の最長停止期間を1年間に延長する意向であったが、なにぶん、凍結期間が1年間にわたったあとだけに労使双方の反対が強く、4月13日の地方選挙で労働党が敗北を喫する主因ともなった。このような経緯から、結局妥協策として今回の措置が発表されるに至ったものである。

(注) 現行の物価・所得法によれば、賃金・価格の引上げは政府段階における引上げ案件の審査期間(政府への通告後4週間)、さらに同案件が物価所得委員会に付託された場合にはその審議期間(最長3か月)中は実施しないとされており、これらの期間を合わせたものが最長停止期間となる。

◇西ドイツ、公定歩合および売りオペレートを引下げ

ブンデスバンク理事会は5月11日、以下の措置を決定し、いずれも翌12日から実施することとした。

- (1) 公定期引歩合を $\frac{1}{2}\%$ 引き下げる(3.5% → 3.0%)。
- (2) 債券担保貸付歩合を $\frac{1}{2}\%$ 引き下げる(4.5% → 4.0%)。
- (3) 政府短期証券の売却レートを大蔵省証券および食糧証券につき $\frac{1}{2}\%$ 、割引国庫証券については $\frac{1}{4}\%$ 、それぞれ引き下げる(注)。

(注) ブンデスバンクはすでに5月8日、5月10日の2回にわたり、割引国庫証券の売却レート引下げ(合計 $\frac{1}{4}\%$)を実施していた。

今回の公定歩合の引下げは、本年1月の引下げ(5.0% → $4\frac{1}{2}\%$)以来第4回目の措置であり、この結果西ドイツの公定歩合は、61年5月5日から65年1月21日までの間の水準に復帰した(西ドイツにおいて過去最低の水準は59年1~9月間の $2\frac{3}{4}\%$)ばかりでなく、欧米主要国中最もとなった。

ブンデス銀行の売りオペレート

(単位・%)

	新レート	旧レート
大蔵省証券 30~59日物	2%	3%
60~90ヶ月	3.0	3%
割引国庫証券 6ヶ月物	3%	3%
1年ヶ月	3%	3%
1年半ヶ月	3%	4%
2年ヶ月	4%	4%
食糧証券 30~59日物	3.0	3%
60~90ヶ月	3%	3%

(注) 新レートは67年5月12日以降適用のもの。

旧レートは67年4月14日~5月11日間適用のもの。

ただし、割引国庫証券については5月10、11日間適用のもの。

◇西ドイツ、最低準備率を引下げ

ブンデス銀行は4月27日の理事会において、金融機関の最低準備率を、これまでの適用レートの5%方引き下げ、5月1日以降実施することとした。今次措置による資金解放額は約850百万マルクと見込まれている。なお、ブンデス銀行の今次最低準備率引下げは昨年12月末の引下げ以来、4回目の措置である。

西ドイツの最低準備率

(カッコ内は旧準備率、単位・%)

金融機関の規模	当座性債務		定期性 債務	貯蓄預金	
	I	II		I	II
(1) 300百万マルク以上	11.05 (11.7)	8.50 (9.0)	7.65 (8.1)	5.61 (5.94)	4.68 (4.95)
(2) 30~300百万マルク未満	10.20 (10.8)	7.65 (8.1)	6.8 (7.2)	5.61 (5.94)	4.68 (4.95)
(3) 3~30百万マルク未満	9.35 (9.9)	6.8 (7.2)	5.95 (6.3)	5.61 (5.94)	4.68 (4.95)
(4) 3百万マルク未満	8.50 (9.0)	5.95 (6.3)	5.1 (5.4)	5.61 (5.94)	4.68 (4.95)

(注) 「金融機関の規模」は対象となる債務の規模による。

[……中央銀行支店・出張所所在地

[……不在地

◇西ドイツ、「経済安定・成長促進法」案、下院を通過

本年2月2日、シラー経済相から発表された「経済安定・成長促進法(Gesetz zur Förderung der Stabilität und Wachstum der Wirtschaft)」案は、その後国会の財政委員会および経済委員会において逐条審議が行なわれていたが、5月10日、ようやく連邦議会(Bundestag)を通過、連邦参議院(Bundesrat)に回付される運びとなり、早ければ6月中にも公布・施行の見通しをうるに至った。

本法案は、昨年夏エアハルト内閣によって起案された「景気安定化法(Gesetz zur Förderung der wirtschaftlichen Stabilität)」案を母胎としたもので、その目的は、経済の安定と成長を達成するため財政政策の幅広い活用をはかるにある。今回通過した法案には、本年2月に発表された政府原案(3月号「要録」参照)の大筋がほとんど織り込まれているが、経済政策運営上の政府権限が過度に授権される点について、主としてキリスト教民主・社会同盟(CDU・CSU)からの批判があったため、一部手直しが行なわれた。

今回連邦議会を通過した法案の主たる修正点は次のとおり。

(1) 「全経済的不均衡状態の確認」に関する条項の削除
「政府が、経済全体に不均衡があること、あるいは不均衡が将来生ずるおそれがあることを確認した場合には、直ちに国会に報告しなければならず、本法案に盛られた主要な景気政策手段はこの確認によってのみ発動されうる。」との条項は、かかる確認が経済界一般に与える心理的影響の大きい点にかんがみ、各界から批判が集中し、結局削除された。

(2) 「市中貸出規制(Kreditbegrenzung)」に関する条項の削除

「ブンデス銀行は、通貨政策上容認しない信用の増大を回避するため、政府の授権に基づき、市中金融機関の非金融機関向け貸出および有価証券保有の合計が、ある一定の最高限度を超えないよう要求することができる。」との条項は、ブレッシング・ブンデス銀行総裁をはじめとする金融界ならびに各界の強硬な反対の結果削除された(4月号「国別動向」参照)。

(3) 「投資プレミアム制度の導入」に関する条項の新設
「政府は、必要な場合には一定期間内における企業の投資額の7.5%を限度として、法人税額または所得税額から控除しうる。」との条項を新設した。

◇フランス、特別権限法の議会提出を決定

フランス政府は4月26日、憲法第38条に基づく特別権限法の議会提出を決定した。

同法案は、本年10月31日までの約6ヶ月間、次に掲げる諸事項に関しては議会の立法措置をまたず政府の責任において諸施策を実施しうるよう、議会に対し全権委任を要請するものである。

(1) 完全雇用の達成と労働条件の改善。

- (2) 企業収益の労働者への配分。
- (3) 社会保険等各種保険制度の改革。
- (4) 企業の競争力強化。
- (5) 後進産業と後進地域の近代化促進。

また、同法では全権委任期間中に実施した政策につき、政府は遅くとも本年12月末までに議会の承認を要するとしている。

なお、憲法第38条に基づく特別権限法は第五共和制下で過去7回発動されているが、今回のように広範囲かつ長期間の授権は1958年以来のことである。

◇フランス、ロスチャイルド系企業グループの再編成

フランス金融界の名門ロスチャイルド商会(Messieurs de Rothschild Frére)の当主 Guy de Rothschild は4月26日、同商会創立150周年にあたって記者会見を行ない、ロスチャイルド一族企業の再編成につき、次の方針を明らかにした。

(1) 現在ロスチャイルド一族の関係企業は、ロスチャイルド商会、北部鉄道会社、北部投資会社の3社を中心として、その傘下にそれぞれ多数の系列会社が存在し、この間で株式持ち合いが行なわれているが、このような複雑な資本関係を簡素化するため、北部鉄道と同社傘下の Paris Orlean 鉄道(1937年の鉄道国有化以後持ち株会社として発展)を合併させ、これをロスチャイルド・グループの中心持ち株会社とする。

(2) ロスチャイルド商会も新持ち株会社の資本系列下にはいるが、その際現在の合名会社組織を株式会社に改組するとともに事業銀行から預金銀行に移行し、名称をロスチャイルド銀行(Banque Rothschild)に改める。

フランスでは最近、企業の国際競争力強化など新たな時代の要請に沿って企業の合併、集中化が進んでおり、金融界でも1966年の銀行法改正以来、経営基盤の強化、資金吸収力拡大を目指して合併や業務提携の事例が目立っている。

上記のロスチャイルド系企業再編成の動きもその一環であり、同グループ内の体制整備と金融部門の強化をねらったものとみられている。

なお、事業銀行から預金銀行への転換の事例は今回が初めてである。

◇ベルギー、公定歩合引下げ

ベルギー国民銀行は5月10日、公定割引歩合、政府証券担保貸付金利を一律0.25%引き下げ(公定割引歩合4.75→4.5%)、翌11日から実施する旨発表した。

今次措置に関し同行は、本年にはいり国際金利の低下

などを背景に、既に2回の公定歩合引下げ(2月2日、3月23日、いずれも0.25%)を行なったが、最近英國、西ドイツ、米国等の引下げにより国際収支面への懸念がさらに薄らいだので、この際なお低迷ぎみの国内景況を刺激するため、第3次の引下げを行なったと説明している。

なお、ベルギー国民銀行の各種貸出金利の推移は次表のとおり。

ベルギー国民銀行貸出金利

(年利・%)

	1966年		1967年		
	6月 2日	2月 2日	3月 23日	5月 11日	
(1) 割引					
銀行引受手形					
銀行を支払場所とするもの	5.25	5.00	4.75	4.50	
〃としないもの	5.75	5.75	5.50	5.25	
国民銀行が認証した輸出貿易手形	4.75	4.50	4.25	4.00	
〃輸入貿易手形	5.25	5.00	4.75	4.50	
約束手形					
銀行を支払場所とするもの	6.25	6.25	6.00	5.75	
〃としないもの	6.75	6.75	6.50	6.25	
(2) 貸付					
130日以内満期大蔵省証券担保(掛率95%)	6.00	6.00	5.75*	6.50	
130日超366日以内の上記証券担保(〃95%)	6.25	6.25	6.00*	5.75	
その他の上記証券担保(〃80%)	7.00	6.75	6.50	6.25	

(注) *印は4月20日引下げ。

◇オランダ、長期国債発行に入札制度を採用

オランダ政府はこのほど、表面金利6%、期間25年の長期国債の発行(発行総額300百万ギルダー)にあたり、入札発行制度を採用した。オランダでは、大蔵省証券(Promessen 期間1年以内)の発行は1956年以降、入札制度によってきたが、長期国債の発行に際しては、もっぱら固定レートが適用されてきた。今回、政府が長期国債の発行にも入札制度を採用することにしたのは、最近における国債の消化が、金融緩和を映してきわめて好調であったため、今後入札制度を採用しても円滑な消化が期待されるとの自信を得たためとみられる。

もっとも入札制度の運用にあたり、入札希望者の応募

価格の最低額が額面につき98%(以後1%引き)と規定されている。

◇オランダ、市中貸出規制の延長

オランダ銀行はこのほど、市中銀行(商業銀行と農業銀行)の代表機関との協定により、市中貸出限度額規制(63年10月以降、信用制度管理法第10条を根拠として実施)を本年5~8月間にも引き続き適用し、同期間中の市中銀行全体の貸出残高を本年4月末残高の範囲内に抑えることを申し合わせた。

本年1~4月間の貸出増加限度額は、1965年第4四半期の貸出平均残高の4%とされていたが(2月号「要録」参照)、さる3月15日の公定歩合引下げの際市中貸出規制運用に関する罰則規定が廃止されており(4月号「国別動向」参照)、また、例年5~8月は季節的に資金需要の停滞期であるため、今回の措置は格別金融引締めの強化を意図したものではない。

X ◇ガーナ、公定歩合の引下げ等

ガーナ銀行は5月7日、公定歩合の引下げ(7→6%)と大蔵省証券割引歩合の引下げ(5%→4.8%)を発表、即日実施した。

この措置についてガーナ銀行は、昨年来物価の急上昇に対処して実施してきた金融引締め措置が奏功したため採られたものであると説明している。

ア フ ジ ア 諸 国

◇太平洋経済委員会の設立

日豪経済合同委員会の発議による、太平洋経済委員会設立会議は、4月24日、25日の第5回日豪経済合同委員会の開催に引き続き、26日、27日の両日、東京において開催された。

本会議は、日本、豪州、ニュージーランドの3か国にオブザーバーの米国を加えた4か国財界代表の出席のもとに、1964年の第2回日豪経済合同委員会以来懸案となっていた太平洋経済委員会設立構想を検討し、27日、同委員会に関する暫定規約の採択を行なった。同規約では、①日本、豪州、ニュージーランド、米国、カナダの5か国の財界代表は相互の経済提携を強化するとともに、太平洋地域内の低開発国に対する経済協力を促進することを目的とし、②同委員会を5か国の民間実業家によって組織し、毎年1回総会を開催する、などの諸点が規定されている。なお、本会議で同委員会がとりあえず日本、豪州、ニュージーランドの3か国で発足する旨決

定され、27日正式に発足をみるに至った。

◇第2回東南アジア開発閣僚会議の開催

わが国のイニシアチブによって設けられた東南アジア開発閣僚会議の第2回会議が、4月26日から28日までフィリピンのケソンにおいて開催された(註)。

本会議では、第1回会議に比して具体的な問題に関する討議がなされ、①農業開発基金をアジア開銀の特別基金として設置するとともに、東南アジア諸国に重点的に融資する含みでその運用をアジア開銀にゆだねること、②先進諸国が同基金に相当額の拠出を行なうよう要請すること、③東南アジア漁業開発センターの設置に同意し、その準備のための作業部会を3ヶ月以内に組織すること、④先進国に対し関税障壁を含む貿易制限の緩和ないし撤廃を要請すること等が決定されるなど、かなりの成果をあげた。なお、第3回会議は、1968年にシンガポールで開催されることになった。

(註) 参加国は、日本をはじめフィリピン、ラオス、マレーシア、シンガポール、タイ、南ベトナム、インドネシアの正式メンバー8か国のはか、カンボジアはオブザーバーを派遣。

◇タイ、第2次経済開発5か年計画の発足

タイ政府は、さる1月3日、第2次経済開発5か年計画(1967~71年、次表参照)およびこれに関連した政府開発投資計画を閣議で承認したが、各計画の骨子は次のとおりである。

- (1) 経済成長を同期間中年率8.5%増、1人当たり所得を年率5%増とする。
- (2) 部門別では、農業部門の成長を年率4.3%増と低目に見込んでいる一方、工業部門については民間外資の流入好調等を背景に生産好伸の予想から、年率10.8%の成長を予定している。
- (3) かかる目標実現のため、産業、貿易、サービス部門の開発については、民間投資に依存する方針(期間中、民間投資予定額880億バーツ、1米ドル=20.8バーツ)がとられる一方、政府開発投資(同期間中、支出総額576億バーツ、第1次計画のほぼ2倍)については、農業投資をさらに強化(政府開発投資総額に占める農業部門の配分率は、第1次計画実績の14.2%に対し19.6%)するほか、①社会開発(同20.9%に対し、22.4%)、②教育プロジェクト拡充(同7.6%に対し、11.3%)、などによる人的資源の開発投資を重視しているのが注目される。

なお、政府開発投資の資金調達面では、税収、国債発行、国営企業収入など国内資金調達の比重を高める(第1次計画の68%に対し75%)一方、借款、贈与など海外資

金依存度を低下(32%→25%)させている点が特徴的であり、タイ政府の自助努力の現われとして注目される。

国内総生産部門別内訳

(単位・億バーツ)

	1971年目標	1965年実績		第2次計画期間中年平均成長率(%)	
		構成比(%)	構成比(%)		
農業	340	26.2	264	32.9	4.3
鉱業	27	2.0	17	2.1	8.0
製造業	178	13.7	97	12.1	10.8
建設業	76	5.8	38	4.8	12.0
電力・水道	14	1.1	6	0.7	15.5
運輸・通信	112	8.6	60	7.4	11.0
卸・小売業	237	18.2	149	18.6	8.0
金融・保険	75	5.8	29	3.7	17.0
住宅所有	45	3.5	34	4.2	5.0
公益事業・国防	77	5.9	39	4.9	12.0
サービス業	120	9.2	69	8.6	9.5
国内総生産	1,301	(100.0)	803	(100.0)	8.5

◇タイ、農工業金融の改善

タイ政府は、第2次経済開発5か年計画(1967~71年)を控え、昨年来、財政・金融面の改革を行なってきた。

とくに農業金融円滑化の見地から、農業協同組合銀行(授權資本10億バーツ、1米ドル=20.8バーツ)を新たに設立(昨年7月特別法公布、同11月開業)した。タイの農業金融は從来きわめて円滑を欠いており、農民は貸金業者等からの高利の借入金(月利2~5%)に大きく依存していることから、同銀行を新設し低利の農業資金を供給することによって農民の金利負担を軽減し、農業生産の向上を図ろうとするものである。同銀行は農民に対する低利貸付(年利10~12%)を行なうほか、信用協同組合の結成を積極的に奨励し、これに対する貸付(年利7%)を重視しているのが特徴的である。

一方、工業金融については、既存のタイ産業金融公社(授權資本1億バーツ)の資金力を新規の公社債発行措置(毎年3千万バーツを一般公募)によって増大せしめ、民間企業に対する助成資金を拡充(第2次経済開発計画期間中毎年8千万バーツ)して、工業化の進展に伴う工業金融の円滑化を図っている。また、産業投資法の免税等優遇措置を受けうる対象業種の範囲を漸次拡大することにより、民間外資の流入(1962~66年中の同法の適用による設立会社の授權資本合計29億バーツのうち外資は8億バーツ)促進が期待されている。

◇南ベトナム、輸入平衡税の改正

南ベトナムでは輸入平衡税が大幅に改正され、さる5月12日から実施された。

同措置は、国内産業の育成とインフレ抑制の見地から採られたものである。今回の改正は、①産業機械、機械部品、医療原料等特定の生産財につき本税が撤廃されたこと、②非鉄金属、時計部品、事務用器械等多品目にわたり税率が引き下げられたこと、その反面③最近国内生産が伸長している繊維製品、合成香料および非鉄鉱産物等の品目につき税率引き上げ措置が講じられている。なかでも繊維は、従来の1米ドル=118ピアストルに対して一率35ピアストルが加算されていたのが、今後綿布については90ピアストル、化合繊については100ピアストルへと、それぞれ平衡税額が引き上げられたのが特徴的である。

なお、わが国の南ベトナム向け繊維品輸出は昨年大幅な伸びを示し(64年14百万ドル、65年19百万ドルから66年46百万ドルへ)たが、今後はかかる措置によりかなりの影響をこうむるものとみられている。

◇香港、銀行条例の改正

香港政府は、一昨年の一部銀行における取付け事件にかんがみ、かねてから銀行条例(1964年12月実施)の改正につき検討を進めていたが、このほど立法会議の承認を得て、4月28日「1967年銀行(改正)条例」として公布した。おもな改正点は次のとおりである。

- (1) 銀行の払込資本金の最低限度額を100万香港ドル(従来は5百万香港ドル)とする(ただし、すでに免許を得ている銀行で、1971年10月末日までに払込資本金が新限度額に達しないものは、以後預金の受け入れが払込資本金と法定準備金の合計額の10倍までに制限される)。
- (2) 銀行は払込資本金と法定準備金の合計額が200万香港ドルに達するまで、毎年の利益金の1/8以上を法定準備金に積み立てることを要する(従来は払込資本金と同額に達するまで、利益金の1/8以上を積立て)。
- (3) 銀行の免許を総督の名において行なうこととする(従来は財務長官の権限)。その手続は銀行管理官が取り扱う。
- (4) 支店の開設を銀行管理官の承認事項とする(新設)とともに、銀行に対する定期検査、特定の場合における銀行の管理などを行なう権限を銀行管理官に付与する(従来は財務長官の権限で、その指示により銀行管理官が実施)。

◇台湾、公定歩合の引き下げ

台湾では中央銀行が、5月5日、公定歩合を月利0.06%方引き下げ、月利0.9%とした。また、同時に市中金利を次表のごとく預金月利0.03~0.05%、貸出月利0.06%方それぞれ引き下げる一方、支払準備率を法定最高限度まで引き上げ、翌6日から実施する旨発表した。

1. 金利の引き下げ

(月利・%)

種類	改正後	改正前
(公定歩合)		
手形再割引	0.90	0.96
担保貸付	1.11	1.17
(市中金利)		
(1) 預金		
定期預金 期間1か月のもの	0.30	0.35
ヶ月 3ヶ月	0.45	0.50
ヶ月 6ヶ月	0.65	0.70
ヶ月 9ヶ月	0.70	0.75
貯蓄預金(1年~3年)	0.81	0.84
(2) 貸付		
手形割引	1.02	1.08
担保貸付	1.11	1.17
信用貸付および 貯蓄預金担保貸付	1.17	1.23

2. 支払準備率の引き上げ

(単位・%)

(1) 要求払預金	商業銀行	15	12
	実業銀行	12	10
(2) 定期預金	商業銀行	10	8
	実業銀行	8	6

今回の金利引き下げ措置につき、当局は企業の金利負担を軽減するためであると説明しており、輸出の好調や台湾糖業株の政府買上げに伴い、金融が著しく緩慢となっている現在の好機をとらえ、民間の高金利是正の要望に

応じたものとみられる。他方、準備率の引き上げは、同じ日に外国為替貿易審議委員会が輸入保証金預託率を、従来の100%から、一般輸入については50%、米国援助輸入については25%に引き下げる措置を決定したので、この面からの金融への影響を中和させるために採られた模様である。

◇韓国、開発金融機関の発足

韓国の有力な経済団体である経済人協会がI F C(国際金融公社)の協力を得てかねて設立準備を進めていた韓国開発金融株式会社(Korea Development Finance Corporation, 略称K D F C)は、4月20日創立総会を開催、同27日から業務を開始した。同社の概要は次のとおりである。

- (1) 資本・組織——商法により株式会社として設立され、資本金は1,350百万ウォン(5百万ドル)。このうち同民間の引き受けた820百万ウォン(約3百万ドル)は全額払込みを終わり、残額についてはI F Cをはじめ、米国・英国・日本・西ドイツの金融機関からの出資が内定している。理事会は13名の理事で構成され、うち4名は外国人とする予定。
- (2) 業務——民間企業の開発を支援し、国民経済の発展に寄与することを目的とし、①中・長期資金の融資ないし株式の取得、②社債の引受けおよび債務の保証、③外国の資本および技術の導入あっせん、などを行なう。
- (3) 運用資金——自己資本のほか、政府貸下金(7.5百万ドル)やA I D・世銀借款(当面各5百万ドルの予定)などに依存する。

同社は、同国最初の民間ベースの国際的金融機関であり、外國の資本や技術導入に新生面を開くものとして各方面から大きな期待が寄せられている。